

静岡県告示第488号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年7月5日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月5日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
河原大井川港線	島田市細島字竹島 2016 番地先から 島田市細島字竹島 2073 番地先まで	令和6年7月8日